答弁第一二五号平成二十二年十一月十二日受領

内閣衆質一七六第一二五号

平成二十二年十一月十二日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理 仙

谷

由

人

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員江田憲司君提出社団法人日本損害保険協会副会長への「裏下り」に関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出社団法人日本損害保険協会副会長への 「裏下り」に関する質問に対する答

弁書

一について

「裏下り」については、 一般的に定義されているものではないが、 例えば、 府省庁によるあっせんの事

実は確認されていないものの、 事実上の天下りあっせん慣行があるのではないかとの疑念を抱かせるよう

な退職した公務員の再就職がこれに該当するものと考えている。

二について

お尋ね の仙谷内閣官房長官の答弁は、 昨年十一月の 「副会長ポスト」への再就職が国民の疑念を招いた

との趣旨を述べたものである。

なお、 昨年十一月の「副会長ポスト」への再就職については、 先の答弁書(平成二十一年十一月二十日

内閣衆質一七三第七三号)二についてでお答えしたとおりである。

三から五までについて

昨年十一 月の 「副会長ポスト」への再就職については、 金融庁において、 社団法人日本損害保険協会

であり、 以下「協会」という。) 協会によると、 に対し、当該特例社団法人を所管する立場から、 前任者から紹介され、 協会として検討した結果、 事実関係の確認を行ったところ 最適任者と判断して就任を要請

政府としては、再就職等規制に抵触する疑いのある具体的な事実が判明しているわけではないため、 現

時点では、更に調査を行うことは考えていない。

したとのことである。

また、 協会によると、昨年十一月に就任した副会長については、識見・人格とも申し分なく、最適任者

六について

者が何代にもわたって占めてきた特定の団体等のポストに再就職する場合については、 団体等に対する行政上の権限、 と考えているとのことであり、 あると考えており、 「裏下り」については、 その実態について、 一についてでお答えしたとおりであるが、 契約、 現時点では、 補助金等の関係及び当該再就職の経緯について精査していく必要が 総務省において調査を行っているところである。また、 何らかの措置を採ることは考えていない。 退職した公務員が、 当該府省庁の当該 同一府省庁出身 公務員の

再就職については、

府省庁による再就職あっせんの禁止、

政府関連公益法人の徹底した見直し、

独立行政

法人の役員ポストの公募、 独立行政法人自体の抜本的見直し等を通じ、適正化を進めていくことが必要と